

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2023年6月22日改定）

掲載日 2023年6月22日

■スマートフォンアプリ利用規定（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
<p>第37条（適用範囲）</p> <p>1 第1章及び本章は、本アプリの利用に関する基本的な事項を規定します。</p> <p>2 利用者は、第1章及び本章の内容について同意のうえ、本アプリを利用するものとします。</p> <p>3 第1章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を、ゆうちょPayの申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の、ゆうちょPayの申込みにあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。</p>	<p>第37条（適用範囲）</p> <p>1 第1章及び本章は、本アプリの利用に関する基本的な事項を規定します。</p> <p>2 利用者は、第1章及び本章の内容について同意のうえ、本アプリを利用するものとします。</p> <p>3 第1章及び本章に定めのない事項については、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定を、ゆうちょ通帳アプリ（以下本章において「通帳アプリ」といいます。）の申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章を、ゆうちょPayの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約を準用します。なお、本章で特に定義されていない用語は、ゆうちょダイレクトの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょダイレクト規定の、通帳アプリの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合は第2章の、ゆうちょPayの申込み及び利用にあたって本アプリを利用する場合はゆうちょPay利用規約の、口座貸越サービスの申込みにあたって本アプリを利用する場合は口座貸越サービス規定の用語の定義と同義とします。</p>
<p>第39条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょPayの申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第27条第1項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょPay利用規約第3条（利用申込み）第2項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力に代えて生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>② 当行所定のホームページ上で口座貸越サービスの申込みを行うにあたり、本人確認方法として生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>③ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインする際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証又はパスコード認証を用いる取扱い</p> <p>④ ダイレクトサービスにおいて以下AからGに掲げる取扱いを利用する際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。）</p> <p>A 電信振替</p> <p>B 振込</p> <p>C ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>D 連動振替決済サービス</p> <p>E 国際送金</p> <p>F 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。）</p> <p>G その他当行所定の取扱い</p> <p>ア 生体認証及び利用者から通知された番号と取引コードの一致を確認すること（パスコード認証を利用しない場合に限りませう。）</p> <p>イ パスコード認証</p> <p>⑤ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第2章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</p> <p>A 当行所定の現金自動預払機による通常貯金及び通常貯蓄貯金の一部払戻し</p> <p>B 通常払込み</p> <p>C 電信振替</p> <p>D 振込</p> <p>E 国内非居住者円貨建て送金</p>	<p>第39条（本サービス）</p> <p>1 本アプリにおいて利用可能なサービスは、次の各号のとおりです。なお、個々のサービスの詳細については、当行所定のホームページをご覧ください。</p> <p>① ダイレクトサービス、通帳アプリ又はゆうちょPayの申込みを行うにあたり、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法又は第27条第1項に規定するキャッシュカードの暗証番号の入力若しくはゆうちょPay利用規約第3条（利用申込み）第2項に規定するキャッシュカード暗証番号等の入力に代えて生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>② 当行所定のホームページ上で口座貸越サービスの申込みを行うにあたり、本人確認方法として生体認証又はパスコード認証を行う取扱い</p> <p>③ ダイレクトサービスを利用するためにゆうちょダイレクトにログインする際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて生体認証又はパスコード認証を用いる取扱い</p> <p>④ ダイレクトサービスにおいて以下AからGに掲げる取扱いを利用する際、ゆうちょダイレクト規定に定める本人確認方法に代えて、以下ア又はイに掲げる方法により利用者の本人確認を行う取扱い（以下本章においてア及びイを総称して「取引認証」といいます。）</p> <p>A 電信振替</p> <p>B 振込</p> <p>C ゆうちょPay-easy（ペイジー）サービス</p> <p>D 連動振替決済サービス</p> <p>E 国際送金</p> <p>F 届出事項の変更（当行所定のものに限りませう。）</p> <p>G その他当行所定の取扱い</p> <p>ア 生体認証及び利用者から通知された番号と取引コードの一致を確認すること（パスコード認証を利用しない場合に限りませう。）</p> <p>イ パスコード認証</p> <p>⑤ 通帳アプリにおいて以下に掲げる取扱いを利用する際、第2章に定める本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</p> <p>A 当行所定の現金自動預払機による通常貯金及び通常貯蓄貯金の一部払戻し</p> <p>B 通常払込み</p> <p>C 電信振替</p> <p>D 振込</p> <p>E 国内非居住者円貨建て送金</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年6月22日改定）**

現 行	改定後
F ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス G 地方税統一QRコードによる通常払込み H キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項①に規定する照合 I 届出事項の変更（当行所定のものに限りませ。） J その他当行所定の取扱い (新設) ⑥ その他当行が別途定める取扱い	F ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス G 地方税統一QRコードによる通常払込み H キャッシュカード規定第5条（機械払）第3項①に規定する照合 I 届出事項の変更（当行所定のものに限りませ。） J その他当行所定の取扱い ⑥ <u>ゆうちょ Pay において利用限度額を変更するにあたり、本人確認方法として、取引認証を行う取扱い</u> ⑦ その他当行が別途定める取扱い
2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証、パスワード認証又は取引認証」と、同条第2項、第3項及び第6項並びに第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報、パスワード又は取引コード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第2章の適用については、第32条第1項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第3章による生体認証、パスワード認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のゆうちょ Pay 利用規約の適用については、同規約第3条（利用申込み）第3項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規定に規定するパスワード認証に用いられたパスワード」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報又はパスワード」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規定に規定するパスワード認証に用いられたパスワード」と読み替えるものとします。	2 本サービスを利用した場合のゆうちょダイレクト規定の適用については、同規定第27条（免責事項）第2項中「この規定による本人確認方法」とあるのは、「スマートフォンアプリ利用規定に定める生体認証、パスワード認証又は取引認証」と、同条第2項、第3項及び第6項並びに第28条（記号番号等の不正使用による電信振替等）中、「記号番号等」とあるのは、「生体情報、パスワード又は取引コード」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合の第2章の適用については、第32条第1項中「本章による本人確認方法」とあるのは「第3章による生体認証、パスワード認証又は取引認証」と読み替えるものとし、本サービスを利用した場合のゆうちょ Pay 利用規約の適用については、同規約第3条（利用申込み）第3項中「入力された引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「入力された引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規定に規定するパスワード認証に用いられたパスワード」と、「当行が指定した総合口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「当行が指定した総合口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する登録生体情報又はパスワード」と、同条第4項中「引落指定口座の口座情報、キャッシュカード暗証番号等」とあるのは、「引落指定口座の口座情報及びスマートフォンアプリ利用規定に規定する生体認証に用いられた生体情報又は同規定に規定するパスワード認証に用いられたパスワード」と読み替えるものとします。

■ゆうちょ Pay 利用規約（下線の部分は改定箇所）

現 行	改定後
6 ゆうちょ Pay 取引の利用限度額 (1) 利用者は、次の各号のいずれか低い金額を超えない限度において個々のゆうちょ Pay 取引を行うことができます。 ① 引落指定口座の現在高（利用者が保有するゆうちょ Pay ポイント数その他当行所定の取扱いに係る金額を加えた金額とします。） ② 1日当たりの利用限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内において利用者（代理人を含みます。）が指定し、当行が承認した金額をいいます。 <u>以下同じです。</u>) ③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内においてパートナー等が指定し、当行が承認した金額をいいます。） (2) 前項に定める1日とは、 <u>午前0時から起算した24時間</u> をいい、日本時間によります。 (新設) (新設) (新設)	6 ゆうちょ Pay 取引の利用限度額 (1) 利用者は、次の各号のいずれか低い金額を超えない限度において個々のゆうちょ Pay 取引を行うことができます。 ① 引落指定口座の現在高（利用者が保有するゆうちょ Pay ポイント数その他当行所定の取扱いに係る金額を加えた金額とします。） ② 1日当たり <u>及び1月当たり</u> の利用限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた <u>上限</u> 金額の範囲内において利用者（代理人を含みます。）が指定し、当行が承認した金額をいいます。 <u>以下同じとします。</u>) ③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額（当行が定めた金額、又は当行が定めた金額の範囲内においてパートナー等が指定し、当行が承認した金額をいいます。） (2) 前項に定める1日とは、 <u>午前0時に始まり翌日の午前0時に終わる24時間とし、1月とは、月初日の午前0時に始まり翌月の月初日の午前0時に終わる1月</u> をいい、日本時間によります。 (3) <u>利用者は、利用者端末の画面の操作手順に従って必要事項を入力し、当行所定の本人確認を行ったうえで、第1項②の利用限度額の指定の請求をすることができます。</u> (4) <u>前項の取扱いは、当行がコンピュータシステムにより請求の内容を確認のうえ、承認したときに成立するものとし、請求の成否に関する結果は、当行所定の方法により、利用者あてに通知します。</u> (5) <u>第1項②にかかわらず、当行は利用者に通知することにより、指定があった利用限度額を変更できるものとします。なお、当該通知は、メールアドレス（第3条により登録又は第21条第1項により変更されたものをい</u>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2023年6月22日改定）**

現 行	改定後
	<u>います。以下同じとします。）に送信すれば足り、延着し又は到達しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>
<p>12 取引できない場合</p> <p>次の場合には、ゆうちょP a y取引を行うことはできません。</p> <p>① 停電・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合</p> <p>② 1日当たりの利用限度額の範囲を超える場合</p> <p>③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額を超える場合</p> <p>④ 購入する商品又は提供を受けるサービス等が、パートナーがゆうちょP a y取引を行うことができないものと定めた商品又はサービス等に該当する場合</p> <p>⑤ 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの払出しができない場合</p> <p>⑥ パートナー等においてパートナー等の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、パートナー等が当行と締結する契約に基づいて、パートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付する現金の決済を拒絶する場合</p>	<p>12 取引できない場合</p> <p>次の場合には、ゆうちょP a y取引を行うことはできません。</p> <p>① 停電・通信障害・故障等により、必要なシステム処理ができない場合</p> <p>② 1日当たり <u>又は1月当たり</u>の利用限度額の範囲を超える場合</p> <p>③ パートナー等ごとに定められた利用者1人が1日に利用できる限度額を超える場合</p> <p>④ 購入する商品又は提供を受けるサービス等が、パートナーがゆうちょP a y取引を行うことができないものと定めた商品又はサービス等に該当する場合</p> <p>⑤ 残高不足その他の理由により、引落指定口座からの払出しができない場合</p> <p>⑥ パートナー等においてパートナー等の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、パートナー等が当行と締結する契約に基づいて、パートナー等より引落指定口座からの払出金に相当するものとして交付する現金の決済を拒絶する場合</p>
<p>18 利用者による利用停止等</p> <p>(1) 利用者が、ゆうちょP a yの利用停止を希望する場合には、当行所定のホームページに掲載されたゆうちょP a yの利用停止方法に従い、手続を行うものとします。なお、ゆうちょP a yアプリを利用者端末から削除するだけでは、ゆうちょP a yの利用停止を行ったことにはなりません。</p> <p>(2) 前項の利用停止に係る手続を行った利用者が、利用再開をしようとするときは、当行に申し出るものとします。なお、利用再開の申出に関し、当行は申出を行った方が利用者本人であることを確認するための資料の提示等を求めることがあります。</p> <p>(3) 直前にログインした利用者端末とは異なる端末からゆうちょP a yアプリへのログインがある場合、当行は、<u>利用者が登録した</u>メールアドレスに「全ての端末からログアウト」を実施できる方法を送信します。「全ての端末からログアウト」を実施すると、ゆうちょP a yのログインパスワードが初期化され、この場合、ログインするには、<u>利用者が登録した</u>メールアドレスに送信される確認コードが必要になります。</p>	<p>18 利用者による利用停止等</p> <p>(1) 利用者が、ゆうちょP a yの利用停止を希望する場合には、当行所定のホームページに掲載されたゆうちょP a yの利用停止方法に従い、手続を行うものとします。なお、ゆうちょP a yアプリを利用者端末から削除するだけでは、ゆうちょP a yの利用停止を行ったことにはなりません。</p> <p>(2) 前項の利用停止に係る手続を行った利用者が、利用再開をしようとするときは、当行に申し出るものとします。なお、利用再開の申出に関し、当行は申出を行った方が利用者本人であることを確認するための資料の提示等を求めることがあります。</p> <p>(3) 直前にログインした利用者端末とは異なる端末からゆうちょP a yアプリへのログインがある場合、当行は、メールアドレスに「全ての端末からログアウト」を実施できる方法を送信します。「全ての端末からログアウト」を実施すると、ゆうちょP a yのログインパスワードが初期化され、この場合、ログインするには、メールアドレスに送信される確認コードが必要になります。</p>
<u>(新設)</u>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(実施期日)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正規定は2023年6月22日から実施します。</u></p>

以 上